

## 答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定医療費（指定難病）受給者証交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があつたので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）7条4項の規定に基づき、請求人に対し、令和6年7月24日付けて行った特定医療費（指定難病）受給者証交付決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法・不当であると主張している。

入院初日令和6年3月5日に皮膚生検施行、〇〇の診断で入院であることから、受給者証の有効期間の開始日が同月18日であることは違法・不当である。

同年10月11日付けの診断書では、診断年月日が令和6年3月5日となっていることから、本件受給者証の有効期間開始日をその日とするすることを要望する。

### 第4 審理員意見書の結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年　月　日	審議経過
令和7年 1月27日	諮詢
令和7年 4月15日	審議（第99回第4部会）
令和7年 5月13日	審議（第100回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 特定医療費の支給について

法5条1項は、都道府県は、支給認定（法7条1項に規定するもの）を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、都道府県知事が指定する医療機関から指定難病に係る医療を受けたときは、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該医療に要した費用について、特定医療費を支給すると規定している。

#### (2) 支給認定及び医療受給者証の交付等について

ア 法6条1項は、支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところ（法施行規則12条及び14条）により、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない、とする。

なお、法6条1項に規定する診断書の書式については、「指定難病に係る臨床調査個人票について」（令和5年8月29日付健難発0829第1号厚生労働省健康局難病対策課長通知。地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。）に「臨床調査個人票」が具体的に示されており、東京都においては、難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年東京都規則第194号）3条2項1号の別記第2号様式に書式が定められている。

法7条1項は、都道府県は、法6条1項の申請に係る指定難病の患者が、法7条1項各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとするとし、同条4項は、同条1項の支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、支給認定の有効期間、指定医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受

給者証を交付しなければならないと規定している。

イ 法7条5項は、支給認定について、同項1号及び2号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に遡ってその効力を生ずると定めており、同項1号では、法6条1項で都道府県の定める指定医が指定難病の患者の病状の程度が法7条1項1号の厚生労働大臣が定める程度であると診断した年月日、又は当該支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日としている。

そして法施行令3条1項は、法7条5項1号の政令で定める一定の期間とは、一月とすることを定めている。

なお、平成26年10月21日厚生労働省告示第393号では、法7条1項1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とするとしている。

ウ 「難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第5項に基づく特定医療費の支給開始日の遡りに係る取扱いについて」（令和5年8月29日付健難発0829第2号。以下「課長通知」という。）第2・1は、法7条5項の遡りについて、指定難病の患者又はその保護者は申請書に「特定医療日の支給を開始することが適當と考えられる年月日」を記載することとし、当該年月日が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合は、やむを得ない理由を申請書のチェックボックスから選択することとし、それに伴う添付資料は不要と定めている。

また、課長通知第2・2は、都道府県は申請書に記載された「特定医療費の支給を開始することが適當と考えられる年月日」と課長通知第1・2の方法により確認した支給認定の効力が生ずる日を踏まえ、特定医療費の支給開始日を決定することと定めている。

都はこれに基づき、申請書に「臨床調査個人票記載の診断年月日」欄を設け、患者に対し、当該事項を記載して提出することを求めている。

## 2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、請求人は、令和6年4月5日に○○市長を経由して、処分庁に対し、本件申請書を提出していることが認められる。

処分庁は、本件申請書に基づき、請求人が特定医療費を受給する必要があると判断し、支給開始日の検討を行ったところ、臨床調査個人票の「皮膚の病理組織学的診断」欄の検査年月日に2024年（令和6年）3月5日との記載があるものの、それは病状のみを診断した年月日であり、支給要件とされる請求人の主治医が請求人の指定難病の病状の程度を法7条1項1号の厚生労働大臣が定める程度に該当するものとして診断した日は、令和6年3月18日であることから、同日を有効期間の開始日とする受給者証を発行し、請求人に送付したものである。

なお、受給者証の支給認定については、遡及して効力を生ずることができ、また、効力発生日は、病状の程度が、法7条1項1号の厚生労働大臣が定める程度に該当するものと診断した年月日、又は当該支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間である一月前の日のいずれか遅い日とされている（1・(2)・イ）。

そうすると、処分庁が、申請のあった日である令和6年4月5日を支給開始日とはせずに、申請のあった日の一月前の日である「令和6年3月5日」と請求人の病状の程度が厚生労働大臣が定める程度であると診断した年月日である「令和6年3月18日」とを比較し、支給開始日をいずれか遅い日である「令和6年3月18日」に決定したことは、妥当な判断である。

よって、本件処分は法に基づき適法に行ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、指定医である請求人の主治医が令和6年3月5日に指定難病である「〇〇」と診断していることから同日を開始日とするのが妥当であると主張している。

しかし、令和6年3月5日に指定難病である〇〇で入院及び通院治療を要する旨の診断がなされているものの、支給要件である指定難病であってその病状の程度が厚生労働大臣が定める程度として、当該指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度（法7条1項1号及び平成26年10月21日厚生労働省告示第393号）であることを主治医によって診断されたのは、本件申請書添付の臨床調査個人票及びそれに付随する主治医からの回

答書面に記載された診断日（令和6年3月18日）であるから、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美